関係所属長　殿

交指発第３５１号
（県民、刑企）
令和４年12月20日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

交通事故に係る被害者支援の確実な実施について（通達乙）

みだしのことについては、「交通事故に係る被害者支援の確実な実施について（通達乙）」（平成29年12月15日交指発第274号。以下「旧通達」という。）に基づき、運用しているところであるが、引き続き下記のとおり、被害者支援の適切かつ確実な実施に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

１　趣旨

交通事故の被害者又はその遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対しては、「高知県警察指定被害者支援要員制度実施要領の制定について（通達甲）」（平成28年３月14日県民発第66号）及び「被害者連絡実施要領の制定について（通達甲）」（平成28年３月14日刑企発第102号。以下「基本通達」という。）に基づき、被害者支援を実施しているところであるが、重大事故発生時には、当初から被害者連絡調整官等が関与し、犯罪被害者支援担当部門等と緊密な連携を図りながら被害者等の心情やニーズを的確に踏まえた支援を行うことが重要であるから、基本通達でいう重大な交通事故事件（以下「交通対象事件」という。）について報告を求め、組織的な対応を図る。

２　被害者連絡調整官の運用

(1)　被害者連絡調整官及び補助者の指定

交通指導課に被害者連絡調整官（以下「調整官」という。）を設置し、同課次長をもって充てる。

また、交通事故事件捜査に関し、署及び高速隊（以下「署等」という。）の捜査員に対する指導や支援に直接携わり、かつ、交通事故情報管理システム（以下「管理システム」という。）の管理を業務としている捜査係長を調整官の補助者に指定する。

(2)　調整官の任務

ア　交通事故被害者等に対する被害者対策の総括に関すること。

イ　署等の基本通達でいう被害者連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）に対し、交通事故被害者等に対する被害者連絡に関する指導を行うこと。

ウ　署等で取り扱った事案であって、交通事故被害者等から被害者連絡における説明内容及び説明方法について要望・意見が申し立てられるなど、組織的対応が必要な事案について、当該署等の連絡責任者に対する指導を行うほか、必要に応じ直接被害者連絡を実施すること。

エ　交通事故被害者等に対する被害者連絡における説明内容及び説明方法について必要に応じて検察庁との協議・連絡に関すること。

3　調整官との緊密な連携及び報告

(1)　署等の連絡責任者は、交通対象事件を認知したときは、速やかに別記様式１「被害者連絡対象交通事故事件等速報受理簿（所属用）により調整官及び補助者（以下「調整官等」という。）に電話連絡をすること。

(2)　署等の連絡責任者は、決裁の都度、管理システムと照合するなどして交通対象事件の確実な把握を行うとともに、被害者支援に係る具体的な指示を行い、被害者等の心情やニーズを的確に踏まえた被害者支援の推進に努めること。

(3)　調整官等は、署等からの交通対象事件の連絡を別記様式２「被害者連絡対象交通事故事件等速報受理簿（本部用)」により受理するものとし、必要に応じて、受理した事件は、前記２(2)に基づいた効果的な支援を行うこと。

(4)　署長及び隊長は、交通事故に係る被害者等から、前記２(2)ウの要望・意見の申し出があった場合は、その都度、別記第３号様式「被害者等要望受理報告書」により、速やかに交通指導課を経由して報告すること。

(5)　前記報告に基づき、交通指導課長は、調整官に対し、当該事案の要望等に関する調査、検討及び協議等必要な措置を行わせるとともに、その経過及び結果を当該報告書の措置経過欄に記録するものとする。

(別記様式省略)